

(公財) 日教弘教育文化助成事業
2025 (令和 7) 年度 山梨支部奨励金助成事業募集要項

山梨支部奨励金助成は、本県において、特色ある研究や継続的な活動に対して奨励し助成を行う事業であり、教育の向上発展に寄与することを目的とする。2025 (令和 7) 年度は、下記のとおり実施する。

1 主催

公益財団法人日本教育公務員弘済会山梨支部

2 助成要件

(1) 助成の趣旨

R 7 年度に行う有益な研究・活動等奨励・助成し、学校教育の向上発展に寄与する。

(2) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的、または営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 既に終了しているもの
- ④ 学校だけの組織教育研究・活動

(3) 募集対象

県内の教育機関(学校、社会教育団体、教育研究所等を含む)、または教育機関に所属する教職員、個人、グループ

- ① 応募者が計画の推進に責任を持ち、助成金の管理及び報告を行うことを条件とする。
- ② 下記の条件を満たす団体のみ募集対象とする。
 - ア 申請団体が主催し、企画、運営、実施を行う事業であること。
 - イ 事業所及び研究・活動等の実施場所が山梨県内であること。
 - ウ 事業総額が 20 万円以上であること。ただし、事業総額の 10% 以上は自己資金(団体負担金、参加費など)が入っていること。
 - エ 継続的な活動実績があり、その活動の履歴事項または所属機関等が発行する証明書の提出が可能な団体であること。
- ③ 個人申請・組織申請に関わらず、2 年間日教弘山梨支部奨励金の助成を受けていないこととする。(一度助成を受けている場合は、研究が完了した後の 3 年目以降から応募することが可能)
- ④ 日教弘本部奨励金と日教弘山梨支部奨励金に重複申請した場合、選考対象外とする。
- ⑤ 原則として 2025 (R 7) 年度(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日) 1 年間で完了する研究活動とする。

(4) 募集期間

2025 (R 7) 年 4 月 1 日(火)～2025 (R 7) 年 5 月 23 日(金) 当日消印有効

(5) スケジュール

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 6 月中旬～下旬 | 選考を行う |
| 7 月上旬 | 採否の結果を通知 |
| 7 月下旬 | 公益財団法人日本教育公務員弘済会山梨支部にて交付式を行う。 |
| 2 月末日まで | 成果報告書(奨励 様式 4)を提出 |

※ 助成が決定した事業については、研究・活動等の進捗を確認することがある。

(6) 応募方法

① 申請書作成・提出

ア 当支部ホームページを開き「山梨支部奨励金助成事業申請書」(奨励 様式 1)をダウンロードする。(<https://www.nikkyoko.or.jp/company/yamanashi/dl.html>)

イ 申請書に必要事項を記入し、郵送にて提出する。

② 付属資料の提出

研究・活動内容のわかる説明書(A4 版 1～2 枚程度、書式自由)を添付する。

〈個人情報の取り扱いについて〉

- ・申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用する。

- ・助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象者の名前、所属、職名及び助成対象テーマと助成金額や交付の様様をホームページ、広報誌等で公表する場合もある。

3 助成金額

(1) 総額 60 万円

1 件あたり 20 万円以内とする。

(2) 助成対象外とする費用

- ① 応募する申請者本人の人件費及び謝金（共同者も含む）
- ② 汎用性のある機器（例：パソコン、タブレット端末）等の購入費
- ③ 組織等の一般管理費（例：懇親会等の飲食費）等
- ④ 海外旅費（ただし、国内旅費は申請額の 30% までとする。）
- ⑤ その他研究に直接関係がない講習会費、物品等

※ 助成後、対象外費用を使用した場合や提出書類（申請書や助成後に提出する成果報告書等）に不備・不正等があった場合は、返金していただく場合もある。

4 選考

(1) 選考方法

- ① 日教弘山梨支部教育振興事業選考委員会の選考後、山梨支部幹事会の議を経て支部長が対象団体を決定する。
- ② 助成の採否を文書で各申請者に連絡する。なお、採否の理由についての問い合わせには応じない。

(2) 選考基準

下記諸点に重点を置き選考する。

- ① 萌芽性…独創性に優れ、展開の可能性が大きいもの
- ② 計画性…計画が十分に検討されているもの
- ③ 貢献性…継続的な活動により、社会的貢献度の高いもの
- ④ 必要性…政府・企業等の補助、助成が得難い等、当支部の給付の必要性が高いもの
- ⑤ その他…当支部が価値を認め評価するもの

5 助成対象者の義務等

- (1) 申請書及び成果報告書の記載内容については、代表者（学校長等）に承認をもらった後にチェックマーク記載欄にチェック ☒ を記入する。
- (2) 交付を受けた助成対象者は、2 月末までに「成果報告書」（奨励 様式 4）を提出する。
- (3) 助成対象者は、申請書の内容に従って助成金を使用すること。また、使用する際には必ず領収書（コピー可）を取り、研究・活動等の終了後に経過・結果等に関する報告（成果報告書 奨励様式 4）と併せて提出すること。なお、提出された報告書・資料等は、当支部が公表できるものとする。
- (4) 助成対象者が研究機関のホームページや広報誌、論文等により助成事業の成果を発表する場合には、日教弘支部奨励金の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載する。
- (5) 助成金で購入した物品等については、「日教弘支部奨励金助成」の名称をラベル等で貼付する。
- (6) 当支部発行の「教弘通信」等に助成対象者名を公表することに同意すること。

【問い合わせ・申請書類送付先】

(公財) 日本教育公務員弘済会山梨支部

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3-33-7教育会館4階

Tel:055-222-3468 Fax:055-288-8126

E-mail:yamanashi@nikkyoko.or.jp